

福祉国家とジェンダー

益村 眞知子

目 次

- I はじめに
- II 経済社会におけるジェンダーの位置付け
 - (1) 少子化とジェンダー
 - (2) ジェンダー視点と経済のパフォーマンス
- III 福祉国家の類型とジェンダー
 - (1) 福祉国家の類型
 - (2) ジェンダー視点からの福祉国家
- IV ジェンダー視点からの労働市場
 - (1) 福祉国家の類型からみた労働市場
 - (2) 日本の労働市場
- V むすびにかえて

I はじめに

本稿では、「女性の就労と家庭（家事・育児・介護）の両立が可能な経済社会と困難な経済社会の分岐点がどこにあるのか」という問いを設け、その問いを社会経済システム面から解いていくために、ジェンダー視点から福祉国家のあり方について分析することを目的とする。

最初に、国際連合の『人間開発報告(Human Development Reports)』(2002年)で公表されている人間開発指数(HDI)、ジェンダー開発指数(GDI)、ジェ

ンダー・エンパワーメント指数 (GEM) を用いて、経済社会におけるジェンダーの位置付けについて国際比較を行う。ジェンダー視点を取り入れた GEM と 1 人当たり GDP の間には概ね正の相関関係がみられ、日本、韓国、イタリアを除くと、一般的に 1 人当たり GDP が高い国 (北欧諸国) ほど女性の能力が発揮され、家族福祉の充実度と女性の労働環境の良好度との関係をみたシーロフの指標を利用すれば、社会民主主義モデルの北欧諸国は、家族福祉の充実度も女性の労働環境の良好度も高いポイントを示すことを明らかにする (II 節)。

次に III 節では、ジェンダー視点からみた福祉国家の類型化について検討し、福祉国家レジームの特性と女性の労働市場参加との関連について分析し、わが国での女性の就労と家庭 (家事・育児・介護) の両立支援のために必要なシステムについて社会経済システムの観点から検討する。IV 節では、ジェンダー視点からみた労働市場について考察し、スウェーデンのような社会民主主義モデルの福祉国家では、ジェンダーフリーな社会環境を実現しており、労働市場についても女性の労働力率は生涯を通じて他の先進諸国よりも高く、わが国のように結婚・出産・育児などのために労働市場を退出する必要はないことを明らかにする。また、わが国では、女性の就労希望を考慮した潜在的有業率はほぼ高原型カーブを描いているものの、女性が就労を継続させたとしても困難な環境にあることを、いくつかの指標を用いて改めて証明する。

II 経済社会におけるジェンダーの位置付け

(1) 少子化とジェンダー

1975年に人口維持の置換水準である2.08を割り込み徐々に低下を続けていたわが国の合計特殊出生率は、1988年の1.66から1989年には1.57へと大きく落ち込んだ。この数字が1990年に公表されると、日本社会に衝撃を与え、少子化の問題に関心を強めることになった (いわゆる「1.57ショック」)。合計特殊出生率はその後も低下を続け、1999年には1.34まで低下し、2000年に1.36に一時的に回復したものの、翌2001年には1.33と過去最低の水準を記録した。

少子化に加えて高齢人口が今後急増を続け、高齢化のスピードは加速化し、

わが国は2006年には老年人口比率が20%を上回り、これまで世界で経験したことのない超高齢社会になることが予想されている¹⁾。このような少子・高齢化の急速な進展を背景として、現役世代の社会保障負担増が懸念され、年金改革などにより、公平かつ安定的な社会保障制度の確立が求められている。

少子化の進行の背景にはさまざまな要因が存在するが、わが国における主要因として、働く女性が増え続けているなかで、仕事と家庭（家事・育児・介護）の両立が困難な状況が社会的に解決されず、こうした新しい状況に対応した社会経済システムの不備が出生・育児への大きな障害になっていることがあげられる。こうした状況の下で育児や介護の負担、教育に関するコストなどを考慮すると、子育てなどに係わる機会費用の上昇から、結婚・出産よりも仕事を優先するという選択を行なう人が増えてくるのは必然的であり、その傾向は今後も続くと考えられる。

このようなわが国の状況に対して、政府は制度・政策面で一定の対応に取り組んできた。例えば、仕事と家庭の両立を促すための法整備として、「男女共同参画社会基本法」が1999年に成立した。これは、世界経済の不安定化や国内での少子・高齢化等の問題への対応として、女性と男性が、社会・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指したものである。男女平等との関連では「男女雇用機会均等法」（1985年公布，97年改正），育児や介護支援の面では「育児休業法」（1991年公布），「育児休業法の改正（介護休業法の法制化）」（1995年），「育児休業，介護休業等育児または家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」（2001年）などがあげられる。また女性の多様なライフスタイルの変化に対応して、仕事と子育ての更なる両立支援については「新エンゼルプラン」²⁾，一方介護については2000年から介護保険が導入され、今日に至っている。しかし、このような政府のさまざまな施策の展開にもかかわらず、少子化に歯止めがかからない状況にある。このことは、個別の制度・政策を付加するにとどまらず、より基本的な経済社会システム

1) 国立社会保障・人口問題研究所の2002年1月の中位推計による。

2) 「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意，1999年）。

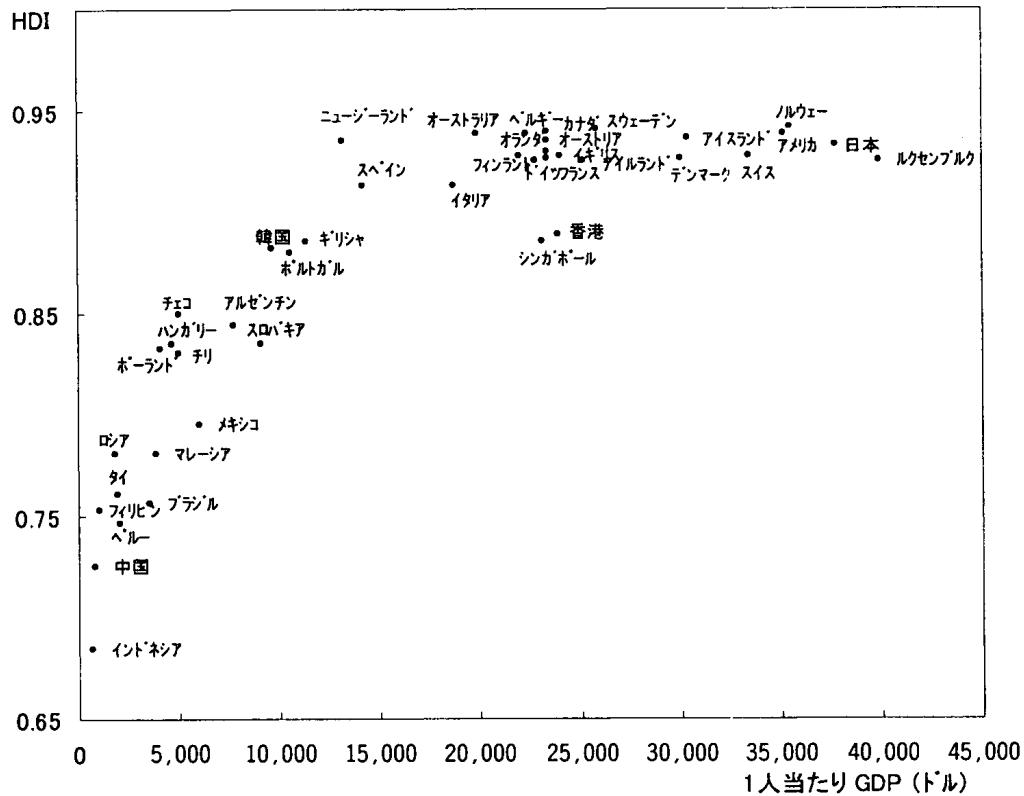
のあり方に立ち返った政策的な検討が必要な状況にわが国がおかれていることを示している。

(2) ジェンダー視点と経済のパフォーマンス

以下では、国際連合の『人間開発報告』(2002年)で公表されている人間開発指数(HDI)、ジェンダー開発指数(GDI)、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)を用いて、経済社会におけるジェンダーの位置付けについて国際比較を試みる。ここで、人間開発指数(HDI: Human Development Index)とは、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」、及び「人並みの生活水準」の3側面の達成度の複合指数であり、具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出される。ジェンダー開発指数(GDI: Gender-Related Development Index)とは、HDIと同じく平均寿命、教育水準、国民所得を用いて、男女間格差ペナルティーを割り引くことによって算出されていることから、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けられる。そしてジェンダー・エンパワーメント指数(GEM: Gender Empowerment Measures)とは、女性が積極的に経済界や政治活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものであり、HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対し、GEMはそのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに関心をあてている。具体的には、男女の所得格差、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出されている。

図表1はHDI(人間開発指数)と1人当たりGDPとの関連について、最新の2000年データにもとづいてみたものであるが、1人当たりGDPが高い国ほどHDIが高いというように両者の間には概ね正の相関関係があり、人間の多面的な能力開発と経済発展との深い関連を物語っている。ただし、HDIと1人当たりGDPとの関連は、1人当たりGDPが25,000ドルを境に異なってくる。25,000ドルまでは両者は発展途上国における人間開発の重要性を裏付けているが、25,000ドルを超えると両者の関係は薄れ、医療や基礎的な教育に関わる人間開発とは別の要因が強く関連していることを想定させる。

(図表 1) HDI と 1 人当たり GDP



(資料) HDI は、UNDP, *Human Development Report 2002*, 1 人当たり GDP は、IMF, *International Financial Statistics*, July 2002 より作成。

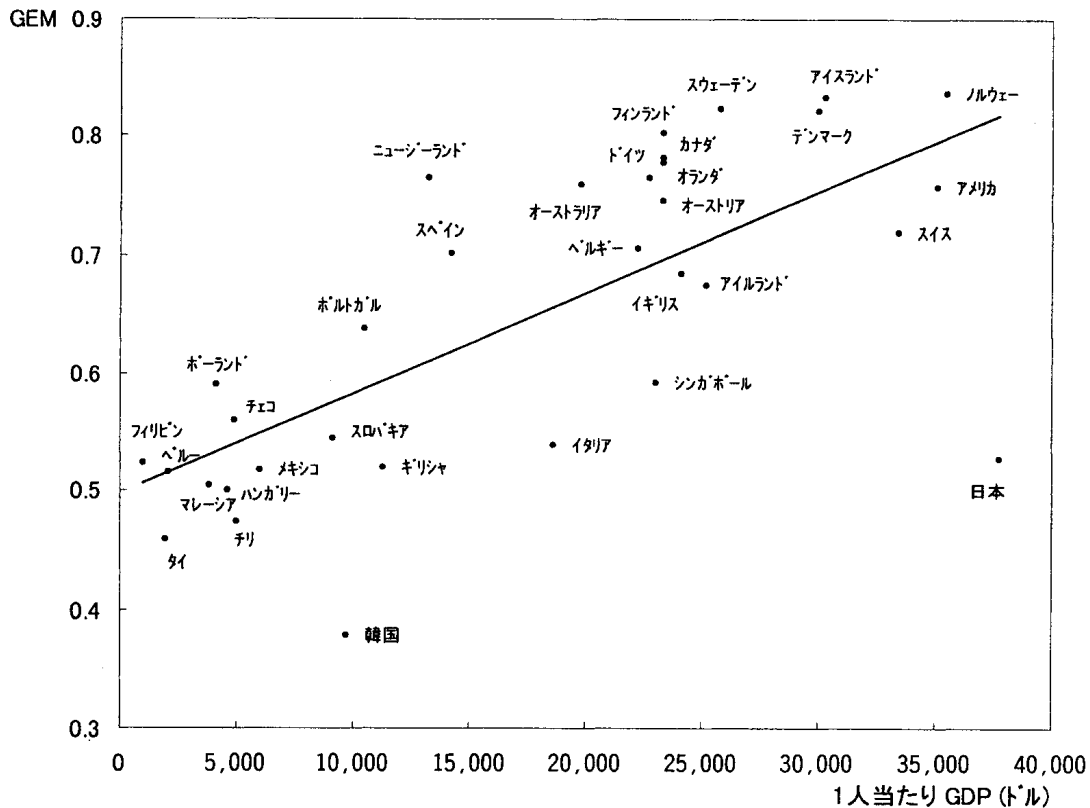
次に、ジェンダー視点を取り入れた GEM(ジェンダーエンパワーメント指数)と 1 人当たり GDP について回帰分析を行なうと、図表 2 で示されるように、両者の間には概ね正の相関関係がみられ、HDI との関連ではみられなかったばらつきが、1 人当たり GDP が 15,000 ドル以上の国々で顕著であり、日本、韓国、イタリアの特異性も浮かび上がってくる。ここでは、回帰分析の残差にも注意する必要がある。残差の絶対値が大きい順に国を並べ替えると、日本、韓国、ニュージーランド、イタリア、スウェーデン、フィンランド、シンガポールとなる。ここで、日本と韓国を除くと、決定係数 (R^2) は 0.71、さらにイタリアを除くと決定係数は 0.74 となり、さらにニュージーランドとシンガポールを除くと決定係数は 0.81、さらにスウェーデン、フィンランドを除くと決定係数は 0.82 にまで上がり、このときの回帰式は、 $Y=0.5X+0.49$ である。

日本、韓国、イタリアを除くと、一般的に 1 人当たり GDP が高い国ほど女

(図表 2) GEM と 1人当たり GDP

$$Y = 8E - 06X + 0.4981$$

$$R^2 = 0.508$$



(資料) HDI は, *Human Development Report 2002*, 1人当たり GDP は, IMF, *International Financial Statistics*, July 2002 より作成。

性の能力が発揮されているという結論になる。またニュージーランド、スウェーデン、フィンランドは、GDP の水準に比べて女性の能力がより大きく発揮されている国であるといえる。ニュージーランドについては、女性参政権が先進諸国のなかでもいち早く制定され(1893年)、男女平等政策が進んでいることで知られているが、スウェーデンやフィンランドといった北欧諸国は1930年代から男女平等へ向けての動きが展開され、1960年代からすでに義務教育で男女平等が推進されている国々である。一方、シンガポールについては、他の先進諸国とならんでこれから女性の能力も活用しながらさらに経済発展する可能性があると考えられる。

ここで、日本、韓国、イタリアについては他の諸国と異なった特性を示していることから、改めて GEM の構成要素についてみておこう。付表は、GEM の順位、GEM の構成要素(国会の議席数に占める女性議員の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、男女間の

所得格差(男性の所得に対する女性の所得の割合)), HDI の順位, GDI の順位についてまとめたものである。GEM については、北欧 5 ヶ国がベスト 5 を占めていることが特徴としていえる。ここで男女間の所得格差については、例えばスウェーデン政府の統計資料では約 8 割、日本政府の統計資料では約 6 割となっていることから、ここで用いられているデータは各国政府の統計データよりも過少評価されている可能性が高い点に注意する必要があるものの、国際連合で統一の基準で開発されたデータであり、国際比較を行う上では公平に比較可能であることから、以下このデータに基づいて検討を進める。

日本、韓国、イタリアについてみると、これらの先進諸国に共通する事実が浮かび上がる。それは、これら 3 国においては、GEM の構成要素のなかでは男女間の所得格差の要因も大きい、なかでも国会議員に占める女性議員の割合や行政職・管理職に占める女性の割合が他の先進諸国と比較すると著しく低い。これは、政策の立案・決定の場に参画できる女性が少ないことを意味し、そのことは政府(また企業)において女性に対する仕事と育児などの両立を支援する政策が十分に行なわれない要因の 1 つとしてあげられるのではないだろうか。なかでも、日本の HDI は 9 位(2000年)であることを考慮すれば、国民の能力開発は他の先進諸国と同様に進んでおり、1 人当たり GDP は不況が続くなかでも第 2 位であるにもかかわらず、GEM が 32 位と低いランクにあることから、日本では高い教育水準をもつ女性たちの能力を発揮する機会の不足という政策課題の重要性が浮かび上がってくる。このことは、日本の経済社会の発展にとって能力と意欲ある女性たちの活用が十分に行なわれていないという点で資源活用における大きな問題があることを意味している。

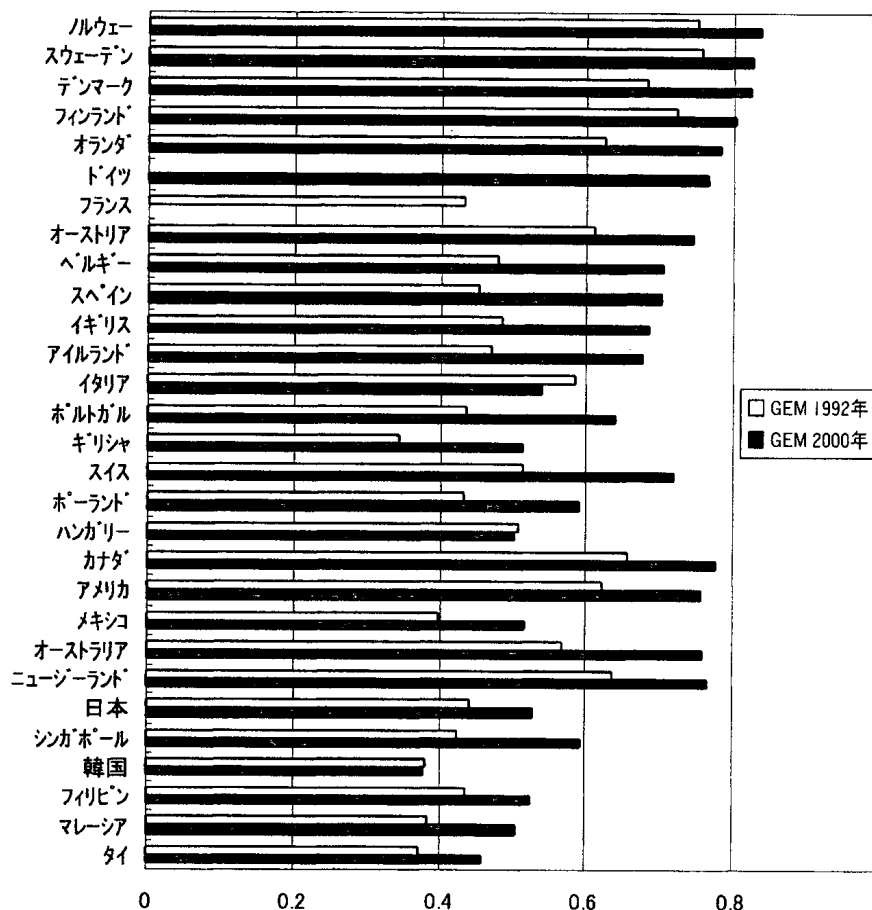
次に、GEM が 1992 年から 2000 年にかけてどのように変化したかをみることによって、女性の環境整備がどの程度変化したかについて点検しておいた(図表 3 参照)。国際連合の『人間開発報告』によると 1999 年データよりデータの算出方法が変更になっていることから、両年のデータは精密な比較はできないが、全体的な傾向をつかむには十分である。

図表 3 で示されるように、8 年間における GEM の伸びが大きかった国が多く、多くの国で女性の能力開発に向けた意識的な政策努力の成果が現れている。なかでもアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シ

ンガポール、そしてEU加盟国でその傾向は顕著である³⁾。EU加盟国で女性の能力活用に向けた努力の成果が高いのは、アムステルダム条約（1997年締結、1999年発効）以降の社会政策で雇用問題を重視するとともに、男女平等政策の推進が行なわれていることが背景にあると考えられる。

図表2でGEMと1人当たりGDPとの関連で特異性を示した日本、韓国、イタリアについてみると、日本は一定の伸びは示しているものの伸び方は大きくなく、イタリア、韓国については他国と逆に低下している。日本、韓国、イタリアが、ジェンダー視点を加味した人間開発の面で劣位にあるという事実は、1990年以降の政策努力の違いが関連していることを推測させる。

(図表3) GEM (ジェンダーエンパワーメント指数)の変化



(資料) UNDP, *Human Development Report*, 1995, 2002 より作成。

3) フランスについては2000年データが、ドイツについては1992年データがないために空白となっている。

III 福祉国家の類型とジェンダー

前節では、国際連合の『人間開発報告』（2002年）で公表されているデータをもとに、ジェンダー視点からみた各国の特性の一端を明らかにした。本節では、GEM 指数がベスト5を占めている北欧諸国やその他の諸国について、福祉国家としてどのような特性をもっているかについてジェンダー視点からさらに検討を加えていく。ここで、福祉国家とは、市民のために基礎的な福祉を保障する国家の責任を具現化するシステムを意味し、その成立条件としては、政治的には議会制民主主義が定着し、経済的には混合経済であることがあげられる。多くの先進資本主義諸国がこれにあてはまるために、ここではそれらの国を福祉国家としてのそのあり方に注目し、類型化をみていく。

(1) 福祉国家の類型

最初に、福祉国家の変遷について簡単に振り返っておく。1950年代から60年代にかけては、多くの先進資本主義諸国が福祉国家化するという考え方が支配していた。しかし、1973年の第一次石油危機後の低成長下で多くの先進資本主義諸国は福祉財政を賄えず、「福祉国家の危機」と呼ばれる状況に陥り、福祉部門の見直しが行なわれた。福祉国家として代表的なスウェーデンにおいても、1932年以来44年間政権を維持した社民党政権は1976年に政権を離脱するという状況に直面した。その後、社民党政権は1982年に政権復帰したが、バブル経済崩壊後の1991年から1994年までは保守・中道連立政権に政権の座を譲り渡し、1994年9月以降現在まで社民党政権が維持され、福祉国家志向の政策運営は維持されている。

一方、イギリスにおいては、第二次世界大戦後の社会保障制度の基盤となった『ベヴァリッジ報告』（1942年）以降、福祉政策を遂行する福祉国家を維持してきたが、「福祉国家の危機」後は、1979年に成立したサッチャー政権により新保守主義路線に変更し、またアメリカでは1981年に成立したレーガン政権により新保守主義路線に移り、小さな政府路線をたどっている。

以上のように、1970年代にみられる「福祉国家の危機」を契機として、1980年代から90年代にかけては、イギリスやアメリカのように福祉国家からの後

退を選択したケースとスウェーデンのように福祉国家の維持を選択したケースに分けられる。このような異なる選択があるのは各国の福祉国家発生の歴史的事情によるものであることに着目し、福祉国家を3類型化したのが、エスピン・アンデルセン (G. Esping-Andersen) の『福祉資本主義の三つの世界』(1990年)である。また社会福祉と経済・産業・公的部門との関係から福祉国家を2類型化したのが、ミシュラ (E. Mishra) の『危機に立つ福祉国家』(1984年)である。

本稿では、当該福祉国家において、国家(政府)、市場、家族に対して、どのような連携が行なわれているかをみるために、ミシュラ (1984年) とエスピン・アンデルセン (1990, 1999年) による分類をとりあげる。

① ミシュラによる分類

ミシュラは、福祉国家を分散型福祉国家と統合型福祉国家に分ける。

(a) 分散型福祉国家

分散型福祉国家は、社会福祉部門が経済、産業、公的部門から独立して発達している伝統的なスタイルの福祉国家で、多元的福祉国家とよばれる。政治的には利益団体間の多元主義的關係にあり、経済的にはケインズの財政金融政策により需要管理を行なおうとするケインズ＝ベヴァリッジ型福祉国家が該当する。

(b) 統合型福祉国家

統合型福祉国家は、社会福祉部門が経済、産業、公的部門と密接な関係にあり、重要な経済政策や社会政策に関して政労使間の合意形成を図り、利害を調整して統合するタイプの福祉国家で、コーポラティズム型福祉国家ともよばれる。統合型福祉国家の長所は、成長が福祉を生み出すだけでなく、福祉はさらに成長を生み出すという相互連関性をみるところにあり、成長と福祉の往復的経路をつくることに政策調整の眼目がある。

ミシュラによれば、コーポラティズム型福祉国家が成立するのは社会民主主義政党と労働運動の確立された伝統が前提となる。それは、生産的な市場経済と高度に発達した社会福祉システムを維持しようとする社会的パートナーシップとよばれる。コーポラティズムとは、スウェーデンをはじめとする北欧諸国、オーストリア、西ドイツ、オランダで発展したナショナル・レ

ベルでの資本と労働の中央集権的パートナーシップである。ミシュラによれば、統合型福祉国家に最も近いのは戦後のオーストリアであると位置付ける。多くの先進諸国が1973年の第一次石油危機を契機とするスタグフレーションを経験するなかで、オーストリア経済は良好であったことから、それが統合型福祉国家によるものであるとしている。一方、1970年代後半から経済が悪化したスウェーデンについては分散型福祉国家と統合型福祉国家の中間に位置付けている。

またミシュラは、福祉国家が一定水準以上の社会政策を実現しようとするれば、その財政基盤を支える経済政策や雇用政策との連携が重要であることを強調する。社会民主主義モデルの福祉国家スウェーデンでは、レーン＝メイドナー・モデルにより社会政策と経済政策の結合が試みられ、完全雇用政策と一般的な経済政策（需要喚起のための経済政策にとどまらず、産業構造の高度化も包括した経済政策）により、1990年代初めのバブル経済崩壊までは完全雇用と安定的な経済成長の実現に成功した。

ここで、GEMと1人当たりGDPの関係を表した図表2について、ミシュラの類型に基づいて分類すると、ミシュラのいうコーポラティズム型福祉国家(統合型福祉国家)は、1人当たりGDPが25,000ドル弱で、GEMが0.7強の近傍にある社会民主主義モデルの北欧諸国にあてはまるものの、その他のモデルとの関係で明確な類型化を試みることは困難である。

② エスピン・アンデルセンによる分類

エスピン・アンデルセンは、福祉国家システムを歴史的に多様な福祉レジームとしてとらえ、これを脱商品化指標と階層化指標を用いて、(a)自由主義、(b)保守主義、(c)社会民主主義の3つに類型化する。ここで、彼は福祉レジームを、福祉の生産が国家、市場、家族の間に振り分けられる仕方であって、社会権と階層化が異なって配列されている変異であると定義する。脱商品化指標とは各種社会政策の給付を受ける資格の寛容度を測るもので、脱商品化とは、社会支出の拡大がすすみ、労働者が市場のルールに従属する労働力商品としての性格から自由になっていることを意味する。また階層化指標とは社会政策の階層性に関するもので、公的福祉の拡大と脱商品化が進んでもす

すべての市民が等しくその恩恵に与るとは限らず、民間の年金保険や職域別の制度の比重が高く、職域や階層に応じて給付やサービスを受ける資格やその内容に格差がある場合、社会政策の階層性が強いことを意味する。

(a) 自由主義型福祉レジーム

自由主義原則と市場福祉が基軸であり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランドが属する。国家扶助の受給資格をミーンズテスト（資力調査）によって低所得者に限定する選別主義的福祉政策を採用し、スティグマを伴う。また国家が市場を奨励することによって小さな政府の実現を可能とし、脱商品化効果は最小限である。国家福祉の受給者たちの間には平等であるが、低水準の福祉が行なわれ、階層構造に二重構造がみられる。

(b) 保守主義型福祉レジーム

脱商品化はある程度実現しているが、社会保障プログラムは社会階層を反映する構造であり、ドイツ、オーストリア、フランス、イタリアなどが属する。職業や地域などの格差を維持した社会保険制度と職域福祉をとっていることから、再分配効果はあまりないところに特徴がある。伝統的な家族制度の維持に大きな努力を払い、社会保険制度は未就労の主婦を給付対象に含めず、それに代えて母性を支援する家族手当が給付される。

(c) 社会民主主義型福祉レジーム

社会権の脱商品化がすすみ、階層性がフラットであり、スカンジナビア諸国が属する。すべての階層が単一の普遍主義的保険制度に包含されるが、その給付水準は従前所得に応じて決定される。特徴は、労働と福祉の融合にあり、完全雇用の保障に真剣にコミットすると同時に完全雇用の達成に依存する。働く権利は所得維持と同様の重みをもつ一方、連帯主義、普遍主義を実現する。社会民主主義勢力は国家と市場、あるいは労働者階級と中産階級との間での二重構造がうみだされることを容認せず、したがって国家福祉が特徴であり、全ての人々は国家の給付に依存することになり、そのための費用負担を受け入れるべきとなる。

ここで、GEM と 1 人当たり GDP の関係を表した前出の図表 2 に、エスピ
ン・アンデルセンによる類型を当てはめてみると、社会民主主義型福祉レジ

ム(北欧諸国)では、GEMが0.8以上で1人当たりGDPも比較的高いということができる。保守主義型福祉レジームでは、イタリアを除けば、1人当たりGDPが約2.3万ドルで、GEMの値は0.75前後の位置にまとまっている。一方、自由主義型福祉レジームでは、アイルランドを除けば、GEMの値は0.75前後であるが、1人当たりGDPはニュージーランドの約13,000ドルからアメリカの35,000ドルまで幅がある。

したがって、女性の能力が政治・経済・社会でいかに発揮されているかを表したGEMと1人当たりGDPのとの関連でみるかぎり、社会民主主義型福祉レジームが最も女性の能力を発揮するような制度・施策が行われ、イタリアを除く保守主義型福祉レジームではGEMも1人当たりGDPも社会民主主義型福祉レジームの北欧諸国に次いで高く、一方、自由主義型福祉レジームではGEMの値は約0.75で、保守主義型福祉レジームとほぼ同じであるが、1人当たりGDPの大きさにはばらつきがあるのが特徴であると結論づけられる。自由主義型福祉レジームのなかでもGDPに比して女性の能力が発揮される環境にあるのはニュージーランド、オーストラリア、カナダである。しかし、保守主義型福祉レジームについては、伝統的な家族制度の維持に努力が払われていることからGEMの値は低いと考えられるが、イタリアを除くとそうではなく、むしろドイツ、オランダ、オーストリアはGDPに比して女性の能力が発揮される環境が整っていることになる。この点については、前出の図表3からこれらの国々では近年に女性の環境整備が行なわれてきた可能性が高いことは推測できるものの、過去のデータとの比較検討を行ない、制度や政策の変更なども考慮した更なる分析が必要である。

エスピン・アンデルセンは、上記のような3種類の例示として各国をあげているものの、例えばスカンジナビア諸国は社会民主主義型でありながらも自由主義的要素を併せもち、反対にイギリスは基本的には自由主義型でありながらも社会民主主義的要素も併せもっているというように、どれも純粋に単一のケースをなしていないことを指摘している。またスウェーデンは、ミシュラのいう統合型福祉国家であるものの分散型福祉国家の要素ももっていることをミシュラ自身も認めている。しかし、エスピン・アンデルセンの類型に従って前出の図表2を見ると、GEMと1人当たりGDPとの関係には

福祉国家の類型がある程度妥当性をもっていることは非常に興味深い。

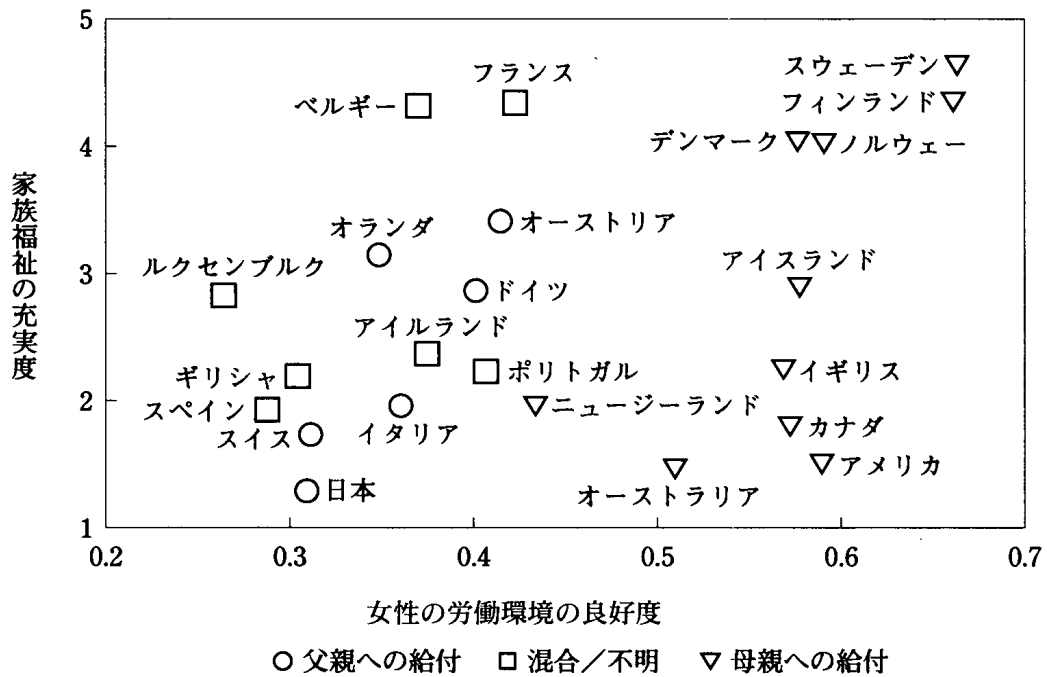
(2) ジェンダー視点からの福祉国家

エスピン・アンデルセンの議論には、女性が仮に有償労働において脱商品化されても家庭における家事・育児・介護といった無償労働への従属という点では根本的な変化はないとの批判がある (O'Connor (1993))。家庭における無償労働への従属は女性の労働市場進出を妨げているために、脱商品化という概念が実質的な意味をもつためには、その前提として女性の強制された無償労働からの自由と有償労働への自由を可能にする制度と政策が成立していなければならないということである。

このような観点から福祉国家とジェンダーとの関係に光をあてたのが、D. Sainsbury 編の『福祉国家のジェンダー化 (Gendering Welfare States)』(1994年) である。そのなかに収められた M. Siaroff (1994) は、エスピン・アンデルセンの分析枠組に欠けていた無償労働からの自由と有償労働への自由という視点を踏まえて福祉国家をとらえ、家族福祉志向 (family welfare orientation) と女性の労働環境の良好度 (female work desirability) との2つの視点から分析を行なっている。ここで、家族福祉志向とは、福祉政策が育児・介護などの家族における無償労働をいかに代替し、女性に無償労働からの自由を保障しているかという指標であり、家族政策への支出や育児休暇制度などからスケール化している。一方、女性の労働環境の良好度とは、女性の労働市場への進出がどのような条件のもとでどのくらい可能になっているか、すなわち有償労働への自由がどれだけ保障されているかという指標であり、男女の賃金格差や管理職に占める女性の割合などからスケール化している。これを図示したのが図表4である。

図表4から明らかなように、社会民主主義モデルの北欧諸国は、家族福祉の充実度も女性の労働環境の良好度も高いポイントを示している。スウェーデンでは、ミュールダール夫妻による『人口問題の危機』(1934年)における問題提起を契機として、早くからジェンダー視点を組み込んだ福祉国家戦略が展開され、労働市場政策と普遍主義的福祉政策の連携により無償労働からの自由と労働市場へのアクセスが拡充し、さらには義務教育課程で早くから

(図表4) 女性の労働・福祉インセンティブ



(出所) M. Siaroff (1994)

男女平等の教育が行なわれていたことからポイントの高さは理解される。すなわち雇用政策が両性の労働市場参入を促し、これに対応して育児や介護の社会サービスが整備され、社会保険のジェンダーバイアスも解消されていったのである(詳細については、拙著(1997年)参照)。

自由主義モデルのアメリカやカナダは、女性の労働環境の良好度では高いポイントを示しているが、家族福祉の充実度は低い。これは労働市場では女性は比較的平等に扱われているが、無償労働の負担が重いことを意味する。保守主義モデルのドイツ、オーストリア、フランス、イタリアは、イタリアを除けば家族福祉の充実度はある程度のポイントを獲得しているが、女性の労働環境の良好度は高くない。これは、前出の図表2でGEMと1人当たりGDPとの関連をみたとき女性の労働環境は比較的高かったのと異なる結論になる。しかしそれはシーロフの分析で使用されたデータが1990年代初めであったのに対して、前出の図表2で使用されているデータは2000年と新しく、前出の図表3との関連でも指摘したように、オーストリアやドイツは1990年代を通して女性環境の整備が進んだことが考えられる。

一方、日本、イタリア、そしてスイスは、家族福祉の充実度、女性の労働

環境の良好度ともに低いポイントを示している。福祉国家のジェンダーバイアスは、右上ほど小さく、左下ほど大きいことから、これらの国々はジェンダーバイアスが大きい国であることを意味する。すなわち図表4で示されるシーロフの指標は、家族およびジェンダーの位置付けがどうなっているかをみる一つの指標とみることができる。

一方、D. Sainsbury (1994) は、受給資格が被扶養者であり、税制面では夫婦合算課税で、大きな扶養控除が行なわれる福祉国家を稼得者モデル (breadwinner model) と呼び、受給資格が個人にあり、税制面でも個別課税がとられる個人モデルと対照させている。家族福祉の充実度も女性の労働環境の良好度も高いスウェーデンなどの北欧諸国は個人モデルである。それに対して、オランダやドイツでは家族福祉の充実度は比較的高いポイントをつけているが、女性の労働環境の良好度が低いのは、女性が働くことで家族福祉の受給資格が制約されるという制度の稼得者モデル的である。日本も家族への依存が強く、稼得者モデルの性格はオランダやドイツと共通する。しかし、宮本 (1997) は、オランダやドイツと日本の相違点を次のように指摘する。ヨーロッパでは社会政策、すなわち公的所得保障と家族主義が連動したのに対して、日本では、公的な所得保障は弱かったが、大企業の長期雇用慣行、中小企業、小売業、農業に対する補助金、各種の保護政策や公共事業が男性稼得者の雇用を創出し、これに家族主義が連動し、家族が保育や高齢者介護の現場となったといえる。

IV ジェンダー視点からの労働市場

(1) 福祉国家の類型からみた労働市場

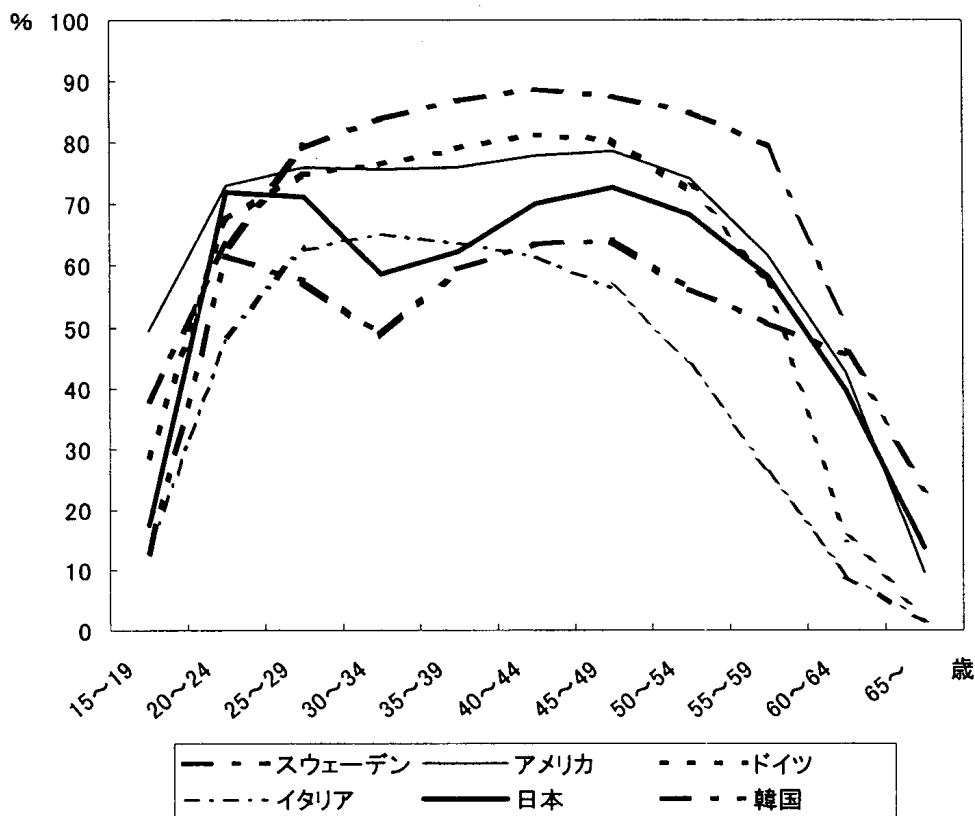
II節で示した図表2において典型的な特徴を示す国々の中から、社会民主主義モデルのスウェーデン、自由主義モデルのアメリカ、保守主義モデルのドイツの3国を取り上げ、さらに特異な傾向を示す日本、韓国、イタリアを加えて、ジェンダー視点からみた労働市場の特徴について考察する。

図表5は、これらの国々の女性の年齢（5歳階級）別労働力率について、最新の2001年のデータにもとづいてみたものである。日本と韓国の女性労働

力率は25歳から34歳に大きく落ち込むM字型カーブであるのに対して、アメリカやヨーロッパ諸国では高原型（逆U字型）カーブを示している。これは、日本や韓国では、結婚や出産・育児を契機に仕事から離れ、子育てに一段落して再び仕事に戻るといった女性のライフコースを反映している。

一方、20歳代後半以降についてはスウェーデンの女性労働力率が最も高いが、同時に自由主義モデルであるアメリカや保守主義モデルであるドイツの女性労働力率もスウェーデンのそれと似た形状を示しているのが興味深い。これはアメリカやドイツについては労働市場は比較的男女平等の扱いとなっていることを反映している。ドイツやイタリアの女性労働力率は60歳代から急に低下しているが、この背景には大陸ヨーロッパにおいては一般的に労働市場からの早期撤退という傾向があることを反映している。なお、イタリアの女性労働力率は、その形状自体は高原型カーブではあるが、労働力率の水準は各年齢階級にわたって他の国々よりも低く、労働市場への女性の参入を全般的に妨げているジェンダーバイアスが存在していると考えられる。

（図表5）女性の年齢（5歳階級）別労働力率（2001年）



（注）アメリカとスウェーデンの「15~19歳」は「16~19歳」。

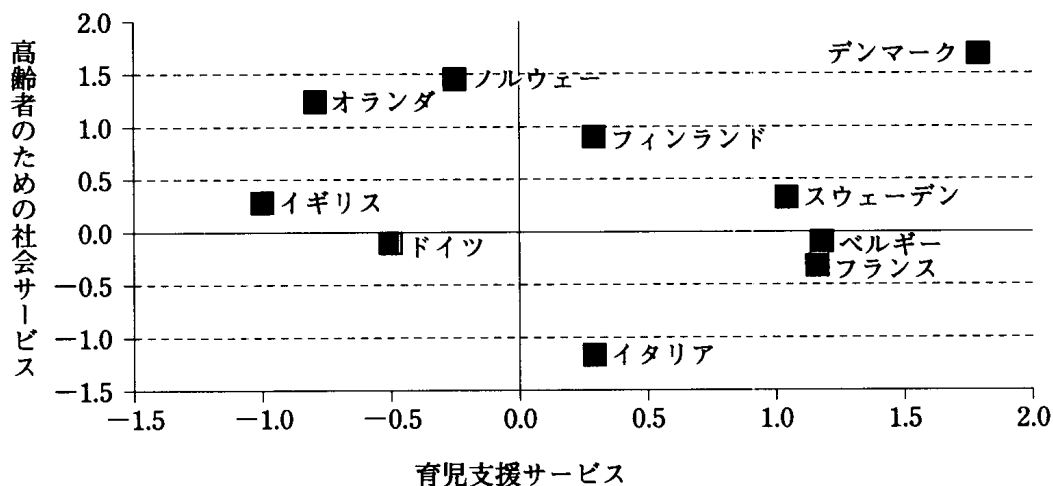
（資料）ILO ホームページ，LABORSTA より作成。

次に、比較的女性の労働市場参加率の低いイタリアにおいても労働力率は高原型カーブを示していることから、ヨーロッパ諸国においては女性の労働市場参加の度合いにかかわらず、女性の就労と家庭（家事・育児・介護）の両立支援に対するヨーロッパに共通する一定のシステムが機能していると推測される。ここで、この就労と家庭の両立支援の実情をみるために、Anttonen and Sipila (1996) に依拠し、高齢者のための社会サービスと育児支援サービスの2つの視点から比較したものが図表6である。

デンマーク、スウェーデン、ベルギー、フランス、フィンランド、イタリアは、育児支援や母親の雇用支援を行なっている国であるのに対して、オランダ、ドイツ、ノルウェー、イギリスでは育児支援には積極的ではない。保守主義モデルの福祉国家は育児支援サービスに対するばらつきが大きく、最も育児支援が大きいのがフランスであり、最も小さいのがオランダとドイツである。社会民主主義モデルの福祉国家である北欧でも、育児支援の程度には格差があり、最も高いデンマークから最も低いノルウェーまでばらつきがある。

一方、高齢者のための社会サービスの水準については、大陸ヨーロッパでは最も高いのがオランダであり、最も低いのがイタリアである。デンマークを除けば、育児支援と高齢者のための社会サービスとの間には逆の相関関係があるように見える。これらの2つの指標は家族政策の方向を表している。フランスとベルギーは、就学前児童のための育児支援政策に強く介入し、北欧のデンマーク、スウェーデンに近いが、高齢者のケアについては家族に責任があると考え、高齢者政策については積極的ではないと考えられる。

(図表6) ヨーロッパの社会サービス



(注) クラスタ分析によるZ値。
 (原資料) Anttonen and Sipilä (196: 94)
 (出所) D. Sainsbury (1996)

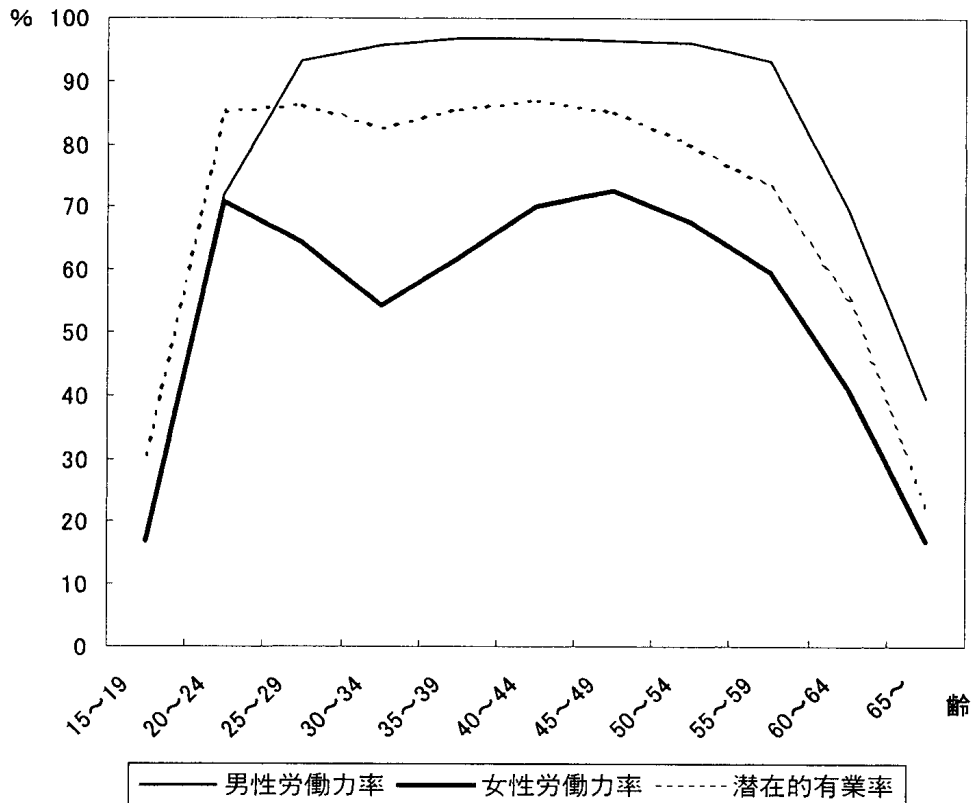
(2) 日本の労働市場

エスピン・アンデルセンは分析対象に日本を含んでいたものの、3種類のいずれにも類型化できないとの結論である。前出の図表2でも日本と韓国は他の国々とは異なる特異性をもっていたことから、ここでは議論の展開を日本に向けることにする。

最初に、日本の年齢（5歳階級）別労働力率について詳しくみると、図表7で示されるように⁴⁾、男性については高原型カーブ、女性についてはM字型カーブである。女性の現実の有業率に、就業希望の無業者を加えた潜在的有業率をみると、M字型カーブを描いていない。そのギャップ（潜在的有業率－現実の有業率）は、育児期にあたる25歳から39歳の年齢層において大きい。すなわち、潜在的有業率は30歳から34歳で若干の落ち込みはあるものの、他の先進諸国と同様に、就労と家庭（家事・育児・介護）の両立ができるように日本の女性の働く環境整備が整えば、女性の労働力率も高原型に近いカーブとなることを意味する。

4) 就業構造基本調査は5年ごとに行なわれ、最新のものは2002年に行われたが、その結果が公表されるのは2003年であるために、現時点での最新データは1997年である。

(図表7) 性別・年齢(5歳階級)別労働力率(1997年)

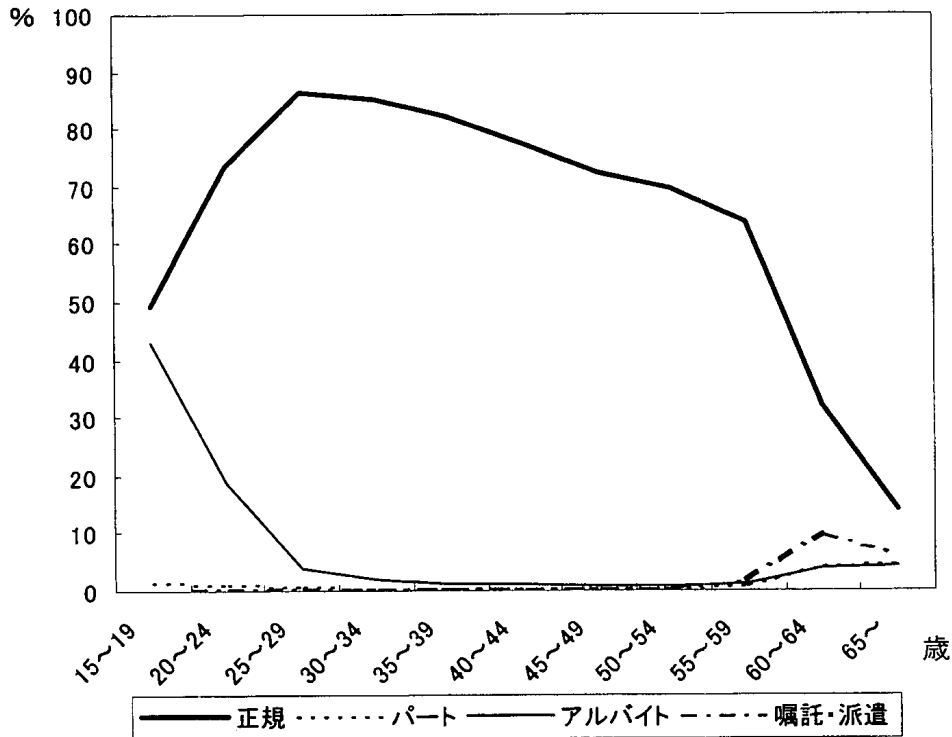


(資料) 総務省「就業構造基本調査」(1997年)より作成。

ここで、離職者について離職理由を聞いてみると(総務省「就業構造基本調査」, 1997年), 男性で多いのは「定年などのため」(29%), 「病気・高齢のため」(17.7%), 「家族の介護・看護のため」(0.9%), 「育児のため」(0.08%), 「結婚のため」(0.08%)であるのに対して, 女性は, 「病気・高齢のため」(13.2%), 「育児のため」(11.2%), 「結婚のため」(10.9%), 「定年などのため」(7.1%), 「家族の介護・看護のため」(4.3%)である。このことから女性も就業を希望し, 就労を継続させたくても困難な理由は, 男性と異なり, 結婚・出産・育児・介護にあることが明らかである。

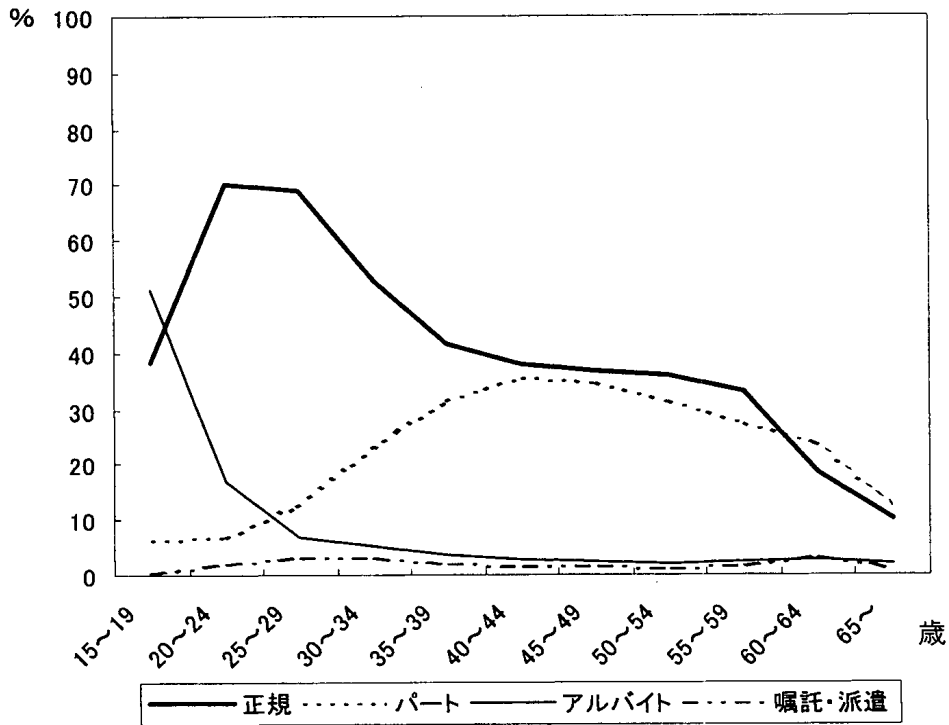
さらに, 日本の性別・年齢別・雇用形態別労働力率についてみたのが, 図表8-1と図表8-2である。図表8-1で示されるように, 男性については10歳代後半から20歳代にかけてアルバイトの割合が低下するのに伴い正規雇用の割合が上昇し, 圧倒的に正規雇用の形態が多い。それに対して, 女性については, 図表8-2で示されるように, アルバイトの割合については男

(図表 8-1) 男性の年齢・雇用形態別労働力率 (1997年)



(資料) 総務省「就業構造基本調査」(1997年)より作成。

(図表 8-2) 女性の年齢・雇用形態別労働力率 (1997年)



(資料) 総務省「就業構造基本調査」(1997年)より作成。

性と同じ傾向があるが、30歳代になると正規雇用の割合が急激に低下し、それに代わってパートの割合が上昇するという特徴がある。ただし、50歳代以降は正規雇用・パートともに漸次低下している。わが国では、女性が正規雇用から離れると、再び正規雇用に戻るのは難しく、それを収入面でも社会保障面でも正規雇用に比べて劣悪な労働環境にあるパートの形態で代替しているのが現状である。

内閣府の「家族とライフスタイルに関する研究会報告書」(2001年6月22日)によれば、短大卒の女性が働き続けた場合と、結婚・出産・退職し、子どもが小学校に入るまで育児に専念し、その後パートで働いた場合とでは、生涯の所得は約1.63億円の差がつくという。また、日本では、他の先進諸国と比べて、高学歴女性の労働力率が低いという実情がある。アメリカ、フランス、ドイツでは、短大等卒や大学卒の女性の労働力率は8割であるのに対して、わが国では短大卒が55%、大学卒が60%にすぎない⁵⁾。これらのデータが物語るのは、わが国では女性が無償労働からの自由、有償労働への自由が保障されていないことを意味する。これは、わが国にとってミクロレベルでもマクロレベルでも社会的損失になるだろう。

以上の分析結果は、女性(男性も)が就労を継続できる環境の整備が緊急かつ重要な課題であることを裏付けるものである。

V むすびにかえて

本稿では、「女性の就労と家庭(家事・育児・介護)の両立が可能な経済社会と困難な経済社会の分岐点がどこにあるのか」という問いを設け、その問いを社会経済システム面から解いていくために、ジェンダー視点から福祉国家レジームについて分析した。

最初に、国際連合の『人間開発報告』(2002年)で公表されているGEMと一人当たりGDPとの関連から経済社会におけるジェンダーの位置付けについて国際比較を試み、次にエスピン・アンデルセンによる福祉レジームの類

5) 経済企画庁『国民生活白書』(1997年版)

型化をこの国際比較の結果に当てはめ、さらに家族福祉の充実度と女性の労働環境の良好度を示したシーロフの指標を用いて分析を行なった結果、次のような結論を得ることができた。

- (1) ジェンダー視点を取り入れた GEM と 1 人当たり GDP の間には概ね正の相関関係がみられ、日本、韓国、イタリアを除くと、一般的に 1 人当たり GDP が高い国ほど女性の能力が発揮されている。北欧諸国のような社会民主主義型福祉レジームは最も女性の能力を発揮するような制度や政策が行なわれ、イタリアを除く保守主義型福祉レジームではオーストリアやドイツのように GEM も 1 人当たり GDP も社会民主主義型福祉レジームの北欧諸国に次いで高い。一方、アメリカのような自由主義型福祉レジームでは GEM の値は保守主義型福祉レジームとほぼ同じであるが、1 人当たり GDP の大きさにはばらつきがあるのが特徴である。
- (2) 家族およびジェンダーの位置付けがどうなっているかをみるシーロフの指標を利用した考察では、社会民主主義モデルの北欧諸国は、家族福祉の充実度も女性の労働環境の良好度も高いポイントを示している。自由主義モデルのアメリカやカナダは、女性の労働環境の良好度では高いポイントを示しているが、家族福祉の充実度は低い。これは労働市場では女性は比較的平等に扱われているが、無償労働の負担が重いことを意味する。イタリアを除く保守主義モデルでは、ドイツ、オーストリア、フランスのように、家族福祉の充実度はある程度のポイントを獲得しているが、女性の労働環境の良好度は高くない。一方、日本、イタリア、そしてスイスは、家族福祉の充実度、女性環境の良好度ともに低く、これらの国々はジェンダーバイアスが大きい国であると考えられる。

さらに、ジェンダー視点からみた労働市場について考察した結果、次のことが明らかになった。

- (1) スウェーデンのような社会民主主義モデルの福祉国家では、ジェンダーフリーな社会経済環境を実現しており、労働市場についても女性の労働力率は生涯を通じて他の先進諸国よりも高く、わが国のように結婚・出産・育児などのために労働市場を退出する必要はない。女性（男性も）の就労と家庭（家事・育児・介護）の両立を支援する社会政策が、雇用政策と連

動して行なわれていることにその理由がある。一方、アメリカのような自由主義モデルの福祉国家では労働市場については比較的男女平等の政策がとられ、保守主義モデルのドイツやオランダなどでは、伝統的家族主義により、育児支援などにはばらつきがみられる。

- (2) わが国では、女性の就労希望を考慮した潜在的有業率はほぼ高原型カーブを描いているものの、女性が就労を継続させたくても困難な環境にあることが、いくつかの指標を用いて改めて証明された。これは、女性が無償労働からの自由、有償労働への自由が保障されていないことを意味し、日本の経済社会の発展にとって能力と意欲ある女性たちの活用が十分に行なわれていないことは、ミクロレベルでもマクロレベルでも社会的損失になるだろう。

わが国においては、潜在的有業率と現実の有業率とのギャップを埋めるような制度や政策の変更のみならず、これを社会経済システムの問題としてとらえ、いかなる福祉国家や福祉社会を形成していくのかが問われているのであり、政治・経済・社会の同時改革が緊要であると考えられる。

最後に、日本、韓国、イタリアはいずれの福祉国家の類型にもあてはまらない特異性をもっていることが明らかになり、若干の考察を試みたが、これについては更なる分析が必要である。今後の課題としたい。

(付表) GEM の順位, GEM の構成要素 (女性議員の割合, 行政職・管理職に占める女性の割合, 専門職・技術職に占める女性の割合, 男女間の所得格差), HDI・GDIの順位

GEM の順位	国名	GEM の値	女性議員の割合	行政職・管理職に占める女性の割合	専門職・技術職に占める女性の割合	男女間の所得格差	HDI の順位	GDI の順位
1	ノルウェー	0.837	36.4	25	49	0.64	1	3
2	アイスランド	0.833	34.9	27	53	0.61	7	7
3	スウェーデン	0.824	42.7	29	49	0.68	2	4
4	デンマーク	0.821	38.0	23	50	0.7	14	13
5	フィンランド	0.803	36.5	27	56	0.7	10	8
6	オランダ	0.781	32.9	27	46	0.52	8	9
7	カナダ	0.777	23.6	35	53	0.62	3	5
8	ドイツ	0.765	31.0	27	50	0.5	17	16
9	ニュージーランド	0.765	30.8	38	54	0.67	19	18
10	オーストラリア	0.759	26.5	26	48	0.69	5	1
11	アメリカ	0.757	13.8	45	54	0.62	6	6
12	オーストリア	0.745	25.1	28	49	0.5	15	15
13	スイス	0.718	22.4	22	42	0.5	11	14
14	ベルギー	0.706	24.9	19	50	0.44	4	2
15	スペイン	0.702	26.6	32	45	0.43	21	21
16	イギリス	0.684	17.1	33	45	0.61	13	10
17	アイルランド	0.675	13.7	34	50	0.4	18	17
18	バルバドス	0.658	20.4	40	55	0.61	31	—
19	パハマ	0.652	19.6	31	51	0.64	41	38
20	ポルトガル	0.638	18.7	32	50	0.53	28	28
21	トリニダード・トバゴ	0.611	20.9	42	53	0.44	50	45
22	イスラエル	0.596	13.3	26	55	0.52	22	22
23	シンガポール	0.592	11.8	23	42	0.5	25	24
24	ポーランド	0.59	20.7	33	61	0.61	37	36
25	スロベニア	0.585	12.2	31	51	0.62	29	27
26	コスタリカ	0.579	19.3	33	46	0.37	43	41
27	エストニア	0.568	17.8	36	67	0.64	42	—
28	チェコ	0.56	14.2	26	53	0.58	33	32
29	スロバキア	0.545	14.0	31	62	0.65	36	34
30	ラトビア	0.539	17.0	37	67	0.72	53	46
31	イタリア	0.539	9.1	19	44	0.44	20	20
32	日本	0.527	10.0	9	45	0.44	9	11
33	クロアチア	0.527	16.2	25	53	0.56	48	43
34	キプロス	0.525	10.7	14	42	0.49	26	26
35	フィリピン	0.523	17.2	35	66	0.59	77	63
—	フランス	—	10.9	—	—	—	12	12
—	ルクセンブルク	—	16.7	—	—	—	16	19
44	ハンガリー	0.5	8.3	34	61	0.58	35	35
61	韓国	0.378	5.9	5	34	0.45	27	29
—	香港	—	—	25	38	—	23	23
43	マレーシア	0.505	14.5	20	45	0.46	59	54
50	タイ	0.458	9.6	27	55	0.62	70	60
—	中国	—	21.8	—	—	—	96	77

(注) 女性議員の割合は国会議席数に占める女性の割合(%), 所得格差は男性の所得に対する女性の所得の比率を示す。

(資料) UNDP, *Human Development Report*, 2002 より作成。

〈参考文献〉

- (1) A. Anttonen and J. Sipilä (1996), "European Social Care Services: Is It Possible to Identify models?", *Journal of European Social Policy* 6/2.
- (2) Gösta Esping-Andersen (1990), *The Worlds of Welfare Capitalism*, Policy Press. (岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房, 2001年)。
- (3) — (1999), *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業社会の社会的基礎』桜井書店, 2000年)
- (4) R. Mishra (1984), *The Welfare State in Crisis*, Sussex: The Harvester Press Publishing Group.
- (5) J.S. O'Connor (1993), "Gender, class and citizenship in the comparative analysis of welfare state regimes: theoretical and methodological issues", *British Journal of Sociology*, 44(3)
- (6) D. Sainsbury ed. (1994), *Gendering Welfare States*, SAGE Publications.
- (7) D. Sainsbury (1999), "Gender, Policy Regimes, and Policies", in D. Sainsbury ed., *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford University Press
- (8) A. Siaroff (1994), "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology" in D. Sainsbury ed. (1994), *Gendering Welfare States*, SAGE Publications.
- (9) 大沢真理 (1995), 「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第47巻4号。
- (10) — 編 (2002), 『改訂版 21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』, ぎょうせい。
- (11) 北明美 (1997), 「ジェンダー平等：家族政策と労働政策の接点」岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論～揺らぎとオルタナティブ～』法律文化社。
- (12) 富永健一 (2001), 『社会変動の中の福祉国家～家族の失敗と国家の新しい機能～』中公新書。
- (13) 深澤和子 (1999), 「福祉国家のジェンダー化」『大原社会問題研究所研究雑誌』485号。
- (14) 宮本太郎 (1997), 「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論～揺らぎとオルタナティブ～』法律文化社。
- (15) 拙著(1997), 「女性就業率および出生率の変化と総合福祉政策～スウェーデンのケース～」『福祉社会の展望』(東北学院大学社会福祉研究所研究叢書Ⅳ)。